

伐木等の業務従事者 特別教育【補講】

伐木作業等に係る安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、従来の特別教育修了者の方は、令和2年7月31日までに補講を受講しないと、令和2年8月1日以降、チェーンソーを用いた伐木等の作業に就くことができなくなります。

伐木作業等を行うすべての業種が対象です。

本講習は、大径木伐木等(チェーンソー含む)特別教育(16時間)修了者の方を対象とする補講(2.5h)です。

開催日時	令和元年 12 月 9 日(月) ≪午前コース≫ 9:00～12:00 ≪午後コース≫ 13:00～16:00	【2.5時間】 ※休憩時間含まず
開催場所	一関職業訓練協会(一関市職業訓練センター) 岩手県一関市舞川字西平 8-2	
受講資格	大径木伐木等(チェーンソー含む)特別教育を修了されている方	
受講料	会員 4,000 円 一般 5,000 円 (テキスト代含、税込) 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 小野寺利美	
定員	各 50 名	
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。 【受付:平日 8:30～17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真 1 枚(30 mm×24 mm、裏面に氏名を記入すること) (4)伐木等の業務に係る特別教育修了証の写し(両面コピー)	
申込締切	令和元年12月2日(月)	
携行品等	筆記用具、印鑑(修了証受取時必要)、チャップス又は防護ズボン	
その他	(1)申し込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがあります。 (3)納入済の受講料は中止の場合を除き返還できませんのでご了承ください。	

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp/>